

マツダ健康保険組合 やすらぎ



2008 春

http://mkenpo.mazda.co.jp/
(ユーザー名・パスワードともmkenpo)

※持ち帰ってご家族のみなさんでお読みください。

平成20年度健康保険予算が決定しました。～2月25日開催 組合会報告 新制度納付金の負担増により、経常収支で9億円の赤字となります。

平成20年度の健康保険予算は、昨年に引き続き、経常収支で赤字となりました。この主因は、平成20年度から始まる新たな高齢者医療制度による納付金の負担増によるものです。ただし、保険料率6.8%を平成17年度以来維持しつつ、中期的な収支や積立金等を勘案して、効率とバランスのいい運営に努めていることをご理解いただきたいと思います。一方、介護保険については、納付金額を勘案して、保険料率を前年度比△0.06%の0.9%としました。

収入

総額152億円のうち、136億円がみなさまから納めていただく保険料です。

保険料負担額(1人当たり平均年額)

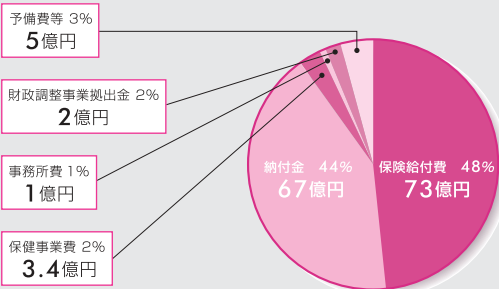
被保険者 : 約171,300円
事業主 : 約268,300円
合計 : 約439,600円

40～64歳の方は、介護保険料負担もあります。
介護保険料負担額(1人当たり平均年額)

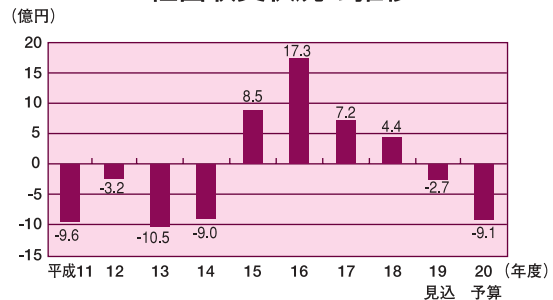
被保険者 : 約35,500円
事業主 : 約35,500円
合計 : 約71,000円

支出

総額152億円のうち、保険給付費と納付金で92%を占めています。



経営収支状況の推移



平成20年度の主な事業

●病気の予防のために・・・

1. 健診事業

特定健診:特定保健指導の実施(次のページの実施計画概要をご覧ください。)

総合健診:被保険者(40歳以上、30・35歳)を対象。事業主と共同実施。

家族健診:被扶養者(40歳以上)を対象。

2. 24時間電話健康相談(マツダヘルシーダイヤル)

0120-08-2772、携帯電話からも通話料無料)

3. 高齢者訪問健康指導(65歳以上のご家族を対象)

新規

●保健指導・PRのために・・・

1. 機関紙「やすらぎ」の発行(年4回の季刊)

2. 育児情報誌:月刊「赤ちゃん和妈妈」を新生児誕生家庭に無償配布 季刊「1.2.3歳」を購読希望者に一部有償配布(ともに1年間)

3. 事業主との共同保健事業:メンタルヘルス対策の強化など

4. 医療費通知(年3回)および高額減額査定通知の発行

●体力づくりのために・・・

大原プールが常時ご利用いただけます。

●加入者の負担軽減のために・・・

1. 医療に関する付加給付(一部負担還元金・家族療養費付加金等)

2. 高額な医療費がかかったとき

①入院時の高額療養費の現物給付化
(医療機関窓口での支払い負担軽減)

②高額医療費貸付事業
(高額療養費受給予定者への短期貸付け)

3. 出産するとき

①出産育児一時金の医療機関の代理受取
(事前申請により、出産費の支払い負担軽減)

②出産費貸付事業(出産育児一時金受給予定者への短期貸付け)

●その他

1. レセプトシステムの機能拡張により、オンライン化への対応とレセプト点検の強化

2. 被扶養者現況確認調査の実施(平成20年7月)

3. 新たな健康増進施設の建設計画の継続検討

●廃止する事業・・・事業の見直しにより、廃止が決定しました。

1. 希望者健診:脳ドック・肺がんドック

(ただしマツダ病院での受健は可能です。)

2. アクアピクス・水中運動教室、子ども水泳教室(大原プール)

組合会での主な議決事項

「固定資産管理規程」の一部改正

減価償却に関する税法関連規則の改正に準じて、残存価格に関する定めを廃止し減価償却方法に関する規定を変更しました。

特定健康診査等実施計画の決定

医療制度改革関連法により特定健診等が義務化されるのに伴い、平成20年度から5年を一期とする「特定健康診査等実施計画」を定めました。(計画の内容は下記をご覧ください。)

「健康診査等の実施規程」制定

従来の健診料補助金支給規程を改正し、特定健診・特定保健指導に関する事項を加え、健保補助金限度額を実質統一(3万円)しました。



平成20年度保険料率の決定

【健康保険】

改定はありませんが、法改正により、従来の一般保険料が基本保険料と特定保険料に区分されます。

(1000分率)	平成20年4月より				現 行		
	基本 保険料率	特定 保険料率	調整 保険料率	計	一般保険料率	調整保険料率	計
事業主負担	20.45	20.32	0.73	41.50	40.77	0.73	41.50
被保険者負担	13.05	12.98	0.47	26.50	26.03	0.47	26.50
計	33.50	33.30	1.20	68.00	66.80	1.20	68.00

保険給付や事業運営にかかる費用

高齢者の医療を支えるための費用

【介護保険】

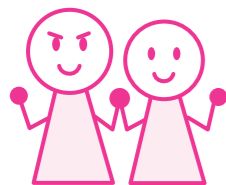
介護保険料率が下がります。(介護保険対象は40～64歳のみ)

(1000分率)	平成20年3月分 (4月給与控除)より	現 行
事業主負担	4.50	4.80
被保険者負担	4.50	4.80
計	9.00	9.60

※料率変更に伴う本人負担への影響額は、1人当たり年2,370円(平均)減少します。

「特定健康診査等実施計画」が決定しました! ~概要をお知らせします。

【詳しくは、マツダ健保組合のホームページをご覧ください。】



背景・趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある方に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされました。

当健保組合は、この法の精神を理解し、適切かつ積極的に対応していくことにより、被保険者等の健康の維持改善を図りたいと考えます。同法第19条により、平成20年度から平成24年度の5年間の「特定健康診査等実施計画」を定めました。

実施方法

1. 特定健康診査

被保険者	被扶養者
事業主が労働安全衛生法に基づき実施する健診の結果を、健保組合が電子データで受領します。	次の中から選択していただきます。 ①「家族健診」…従来から実施している半日ドックを受ける。(自己負担1万円) ②「特定健診」…地元の医療機関等で受ける。(自己負担なし) ③健診結果の送付…パート先等で健診を受け、結果をお送りいただく。

2. 特定保健指導

被保険者	被扶養者
健保組合が事業主に委託し、事業主が実施主体となります。会社(所属する保健師が実施)、または外部保健指導機関に委託します。	健保組合が実施主体ですが、外部保健指導機関に委託します。
※委託先…国の定める外部委託基準を満たすとともに、実績や個人情報保護への対応状況を勘案して決定します。	

特定保健指導対象者の選出方法

可能な限り早期に、該当する全員を対象として実施することとします。

ただし、保健指導機関の体制や被保険者等の意向が不透明であることから、当面は、効果の面から、①特定保健指導を希望する方 ②40歳代の方を優先することとします。

医療保険制度改正のポイント…平成20年4月実施分

1. 新しい高齢者医療制度が創設されます。

現 行		平成20年4月から	
加入健保	適用制度	加入健保	適用制度
マツダ 健保組合	0～74歳 マツダ健保の医療保険	マツダ 健保組合	0～74歳 これまでと同じ
	75歳～ 老人保健制度		65～74歳 前期高齢者医療制度(各保険者間で財政調整)
独立した 医療制度	75歳～ 後期高齢者医療制度	独立した 医療制度	75歳～ 後期高齢者医療制度

●後期高齢者医療制度のポイント

【運営】各都道府県の「後期高齢者広域連合」が新しい運営主体となります。

【対象】75歳以上の方全員。(65～74歳で一定の障がいのある方を含む)

【保険料】対象者全員が納めます。(原則、年金より天引き)ただし、もと被扶養者だった方は、軽減措置があります。

【医療費の窓口負担】現行どおり、一般の方は1割負担、現役並み所得者は3割負担です。

2. 医療費の窓口負担がかわります。

現 行		平成20年4月から	
年齢	負担率	年齢	負担率
3歳未満	2割負担	3歳未満	これまでと同じ
3歳～義務教育就学	3割負担	3歳～義務教育就学	2割負担(1割軽減)
就学後～69歳	3割負担	就学後～69歳	これまでと同じ
70～74歳	一般:1割負担 現役並み所得:3割負担	70～74歳	これまでと同じ※

※1割負担から2割負担へ引き上げ予定でしたが、軽減措置により、1年間1割負担のままとなります。

3. 高額介護合算療養費が新設されます。

※本来は、12ヵ月(8月1日～翌年7月31日)で計算しますが、初年度は経過措置として16ヵ月(平成20年4月1日～翌年7月31日)で計算します。

4. 療養病床に入院するときの食費・居住費が見直されます。(65歳以上の入院が対象となります。)



「フォトコンテスト入賞おめでとうございます。」

昨年10月の健康保険組合連合会主催のフォトコンテストで、当健保組合から応募された2名の方がファミリー賞を受賞されました。初の快挙です。

●高倉 百合子さん 作品テーマ「夏の思い出」 ●田中 高廣さん 作品テーマ「僕が一番!!」(ともにマツダ株式会社)

※全国の健保組合から1,840点の応募があり、推薦(1名)、特選(2名)、準特選(5名)、入選(10名)、ファミリー賞(20名)が選ばれました。



！届出をお忘れなく ～ご家族の異動の多い時期です～

ご家族の生活環境に変化がある時季になりました。就職されたり、勤務時間の延長などで収入が増えたり、別居して自立されるなどなど。

ご家族が被扶養者としての資格がなくなったとき、例えば就職先で保険証を交付されたときなどは、すみやかに(原則5日以内)抹消の手続きをお願いします。抹消の手続きを忘れたまま保険証を使用すると、医療費をご返還いただくことがありますので、ご注意ください。

手続きに必要な書類

- 1 健康保険被扶養者異動届
- 2 抹消のご家族の保険証(お送りいただく際は、カードに切り込みを入れてください。)
- 3 就職先の保険証のコピー(市町村の国保に加入される場合は不要です。)

◆被扶養者資格のための条件◆

健康保険では、『主として被保険者により生計を維持されている方』を被扶養者として認定します。

Q:「主として」とは?

A:被保険者が被扶養者の収入の半分以上を支援しているという意味です。

Q:「生計を維持されている」とは?

A:被保険者と被扶養者が同一世帯であること、同一世帯でなければ継続的に被保険者から生活費の支援を受けていることを意味します。

継続的に被保険者から生活費の支援を受けていることの証明

健康保険で生活費の支援(仕送り)の証明と認められるものは、被保険者(送金人)と被扶養者(受取人)の氏名と送金額が明記されている書類に限ります。手渡しや同一口座での入出金は送金人と受取人の確認が不可能なため認められません。

Q:被扶養者の収入の基準は?

A:収入の範囲は、給与や年金、事業収入はもちろん、遺族年金や被爆者手当、交通費など所得税非課税の収入も含まれます。

▶▶ 60歳未満 ⇒ 130万円未満 ▶▶ 60歳以上および障害年金受給者 ⇒ 180万円未満

※両親の場合、上記の基準内かつ基準の合計の75%未満

～平成19年に実施した被扶養者資格調査の結果(抹消状況)～

調査対象者	調査による抹消	抹消の理由			
		就 職	収 入 超 過	仕 送 り	そ の 他
2,634人	232人(9%)	115人	57人	34人	26人

今年も7月に扶養者資格調査を予定しています。ご協力をお願いします。

【調査対象】平成18年12月31日以前に認定された被扶養者で、満20歳以上74歳以下の方。ただし、配偶者の方は、税法上の被扶養者を除きます。

電話健康相談「マツダヘルシーダイヤル」

相談方法はこんなに簡単！

1. ☎0120-08-2772 にダイヤルしてください。
年中無休・24時間受付、電話料も相談料も無料です。
2. 団体名「マツダ健康保険組合」をお伝えください。
お名前は匿名で結構です。
3. お気軽にご相談内容をお話ください。
ベテランの保健師・助産師・カウンセラーなど専門スタッフが、懇切にお答えします。

番号をご登録ください。

いざという時、役立ちますよ!!



携帯電話からも、通話料無料で利用できるようになりました!!

メール健康相談も併設！

(24時間受付。ただし回答は原則48時間以内となります。)

インターネットURL
<http://www.hokendohjin.co.jp/soudan/mail>
 保険者番号…06340061と入力してください。)

この健康相談は、外部の最も信頼できる専門機関(保健同人社)に委託して開設しているものです。
ご家族の健康づくりに安心して積極的にご利用ください。

マツダ健康保険組合ホームページ
健康保険に関する情報を提供しています。

社内からのアクセスはイントラネット版
<http://www.his.mazda.co.jp/pub/>

ご家庭からのアクセスはインターネット版
<http://mkenpo.mazda.co.jp/>
 (ユーザー名・パスワードともにmkenpo)

健康保険組合連合会ホームページ

健康保険組合の上部団体。保養所の検索などお得な情報が満載
<http://www.kenporen.com/>

けんぼれん病院情報「ぼすびたる！」

健康保険組合連合会が提供する病院情報検索システム。
<http://www.kenporen-hios.com/>

